

# 篠栗だより 5月号



校訓 『智』 『想』 『誇』

一人ひとりの自己実現(かなえる)に向けて

## 自律

自分で考え、よりよく判断し、行動できる人

令和6年5月27日
篠栗町立篠栗中学校
校長 早川 昌吾
生徒数 627名
1年生 192名
2年生 226名
3年生 209名

## TEAM 篠中!!! 感動をありがとう!! R6年度体育会

5月18日(土)、令和6年度篠栗中学校体育会が、ご来賓の方々、保護者の皆様が見守っていただき、開催することができました。天候にも恵まれ、多くの方々に参観していただき、誠にありがとうございました。

今年は、学級対抗の種目が増え(全員R、大縄跳び、競遊種目)、クラス替えなどでまだ人間関係が不安定なこの時期に、取組を通して『学級・学年の人間関係づくり』を深めていきました。さらに、『生徒の力で創り上げる体育会』という大きな目標を掲げ、春休みから準備を重ねてきました。



今年のスローガンは、

### 調和

対話を通して支え合える環境をつくり、互いの努力を認め合える体育会

生徒会役員で話し合い、体育会で絆を深めることはもちろんですが、体育会が終わっても、「対話」を通じて支え合える関係を「日常生活に生かす」ことに本当の成功がある!という願いが込められているとのことでした。

実行委員長の■■■■君を中心に、生徒会役員が、練習の計画、各種目責任者、そして係長という役割を担い、話し合いを重ね準備し、活動時には誰よりも大きな声で仲間を鼓舞する姿はまさに、4月号で述べた『自律』した姿でした。



各競技は、学級対抗競技、そしてブロック応援～学校応援と、半日開催にしては盛りだくさんな内容でした。その分、係の仕事が大変忙しくなり、より一層一人ひとりが自分で考え、自分で判断して行動する力が要求されました。さらに、異学年集団で力を合わせ、上級生が下級生にアドバイスしたり支えたりする姿をたくさん見ることができました。令和6年度最初の学校行事は、出来栄よりもヨコのつながりの大切さを実感することができた、素晴らしいものだったと思います。

最後の閉会式では、■■■■君より



「一生の思い出に残る体育会だったと思います。実行委員長の僕についてきてくれて、また支えてくれて本当にありがとうございました。感謝の気持ちでいっぱいです。(涙 涙)ここまでみんなで創ってきたものは、これからの日常生活でも続けていって、素晴らしい学校にしていきたい!」



生徒のみなさんの創り上げてきた体育会が実に素晴らしいフィナーレを迎えたことに心より感動しました。今年度、生徒の皆さんには私から「自分で考え、自分で判断し、行動できる人」そして、「人のせいにならない自律した生き方」をめざしてほしいと伝えました。その視点で、今年の生徒の力で創る体育会、一人ひとりが、たくさん考え、判断し、行動する場面があったと思います。

体育会を中心になって運営してきた3年生のみなさん。今までの本気の呼びかけが、この素晴らしい体育会を実現させてくれました。

1・2年生のみなさんは、その想いに応え、「反応」や「行動」でしっかりと支えながら、自分の学級の絆を深めることができたことでしょうか。そんなつながろうと頑張った自分、支えようと頑張った自分のこと、今日は大いにほめてあげてください。『チーム 篠中!!! 感動をありがとうございました。』

体育会を応援してくださった、保護者・地域の皆様、誠にありがとうございました。今後とも篠栗中学校への温かいご支援、ご協力をお願いいたします。

## 保護者の皆様へ

令和6年度篠栗中学校「いじめ防止基本方針」を載せております。

いじめは、「どの子どもも加害者・被害者になりうる」という危機意識をもって「未然防止」「早期発見」「早期対応」を心掛け取り組んで参ります。お子様の些細な変化においても担任を中心に学校と連携をとっていただき、子供たちの心と体の安全を守っていきたくと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

# 篠栗町立篠栗中学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめ防止に関する基本的な考え方

「いじめは、人間として絶対に許されない行為である。」という強い認識と、「いじめほどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる。」という危機意識をもつ。また、いじめは、「いじめを受けた生徒の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある」との認識に立ち、学校においては、いじめ防止のために「未然防止」と「早期発見」、「早期対応」に努める。

## 2 いじめの定義 【いじめ防止対策推進法より】

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。

## 3 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

### ① いじめ防止等のための組織

【いじめ対策委員会】いじめを発見（認知）した際は、すみやかに本委員会を実施し、早期対応の取組の充実を図る。校長、教頭、主幹、生徒指導主事、児童生徒支援加配、学年主任、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、心の教室相談員等

### ② 生徒指導委員会の充実

週時制に生徒指導部会を位置づけ、情報共有、意見交換を行う。この中でいじめの未然防止・早期発見の取組の充実、さらには、いじめ発生後3か月の継続観察の情報共有を徹底させる。

### ③ 報告・連絡・相談の徹底

教職員は、一人で抱え込まず、速やかに下記の措置の流れに沿って報告を行う。発見（認知）した場合、発見者はすぐに学年主任、生徒指導部に報告し、連携・相談体制・指導内容の検討を行う。学年主任・生徒指導部は、管理職・生徒指導主事に報告し、必要があれば全校的に取り組む体制を整える。生徒指導主事は、事象の状況に応じて、管理職と協議し、その指導の下、各学年に指導・援助するとともに、必要に応じて外部機関との連携推進を行う。重大事態が発生した場合は、直ちに篠栗町教育委員会に報告し、調査を実施する主体等を協議する。

## 学校におけるいじめ防止等における取組といじめ対応における基本的な流れ

